

静岡地方裁判所委員会議事概要

平成28年7月19日（火）午後1時00分から開催された第33回静岡地方裁判所委員会における議事の概要は次のとおり

出席した委員

伊東幸宏，伊藤みさ子，尾島明，小長谷保，小長谷洋，鈴木貴子，関口剛弘，高田ちはや，高橋徹，鶴田洋佐，鳥羽山直樹，渡邊良子（五十音順，敬称略）

議事

1 委員の異動

庶務から委員の異動について報告された。

2 新任委員の自己紹介

3 地方裁判所委員会の意義等について

尾島委員（静岡地方裁判所長）から地方裁判所委員会の意義等について説明があった。

4 裁判所庁舎の見学と法廷傍聴等について

(1) 庁舎の概要についての説明

尾島委員（静岡地方裁判所長）から静岡地方裁判所庁舎の概要について説明があった。

(2) 庁舎見学

(3) 刑事公判傍聴

(4) 意見交換（○：委員 △：委員以外出席者）

庁舎見学及び刑事公判傍聴を行っての感想の表明等を静岡地方裁判所佐藤正信部総括裁判官を交えて行った。

○ 法廷の各机に置いてあるモニターにより裁判官等の顔が隠れて見えにくかった。声もモニターに当たってしまうのか聴きづらい印象を受けた。

○ モニターの角度を変えるなど位置をもう少し工夫できないか。

△ 傍聴された法廷は裁判員裁判用の法廷のため，モニターを設置している。裁判員裁判では，証言台で示した図面や写真などを映し出している。モニターを倒すなどの調整は可能であるので，今後検討していきたい。

○ 傍聴した覚せい剤取締法違反の被告人は，4月に逮捕され尿検査で陽性となったのに本日第1回公判を迎えるのは，時間がかかり過ぎていないものなのか。

○ 逮捕後にすぐ起訴できない事情がある場合には，一旦被告人を釈放するケースもある。単に時間が経過しているものではないと思われる。

○ 本日傍聴した事件は，次回期日が1か月後であり，もう少し早くできないのか。裁判は次回続行となったが，1回で終わらせることはできなかったか。裁判員裁判でこれだけ期間が長くかかっては，裁判員も記憶も薄れて大変ではないか。

△ 被告人が自白していれば，1回で結審することが多く，起訴から3か月程度で判決を迎えることが多い。しかし，否認事件ではもう少し長期化することがある。また，複雑化している事件や裁判員裁判では，争点整理のため公判前整理手続を

- 行うため、第1回公判から判決言渡しまでの期間は短いですが、第1回公判を迎えるまでの時間が長くかかっており、その期間を短くすることが課題にもなっている。
- 世の中は電子化が進んでいるが、裁判所は電子化、ペーパーレス化を検討しているのか。将来的にはタブレットなどで裁判を行うなどの検討はされていないのか。
 - △ 従来の当事者から提出された膨大な証拠書類から精査する方法から、裁判員裁判を中心に公判での人証中心の審理を行う方針としており、人証を撮影して残したり、証拠書類を公判前に厳選して必要なものを証拠とするなどの工夫をしている。
 - 民事では簡易裁判所の督促手続が一部の庁ではオンラインで行うことができ、電子化されているといえる。しかし、訴訟では、証拠となる書面などの現物を裁判所に持参してもらって調べたり、写しを裁判記録に保存する必要があるため、電子化の方針は定まっていないのが現状ではないか。
 - 司法がすべての国民の権利を実現させることを目的としているのであれば、電子化に対応できない市民も保護しなければならないことから、裁判所は電子化が一番遅れる業界ではないかと思われる。
 - 以前刑事裁判を傍聴したときの感想として、裁判所というと難しい印象を持っていたが、被告人に対して分かりやすく、優しく、諭すように話していたことが印象的だった。また、別の裁判員裁判を傍聴したときも検察官もはっきり聞きやすく、分かりやすく話してくださっている印象を持った。傍聴人に対して、分かりやすく話していただく裁判が多いとよいと思った。
 - △ 裁判員裁判は通常の裁判よりも一般の方に分かりやすい裁判を行うよう当事者も心がけ、準備しているのであるが、それでも裁判員経験者からは、専門用語が分かりにくかったという意見もあった。これからも用語の分かりやすさには留意して運営していく必要を感じているところである。裁判員裁判以外でも分かりやすい裁判が運営できるよう考えていく必要があると思う。
 - 本日傍聴した刑事公判は、弁護人以外全て女性だった。裁判官、検察官、書記官の男女の比率が気になった。
 - いずれも女性職員の比率は徐々に上がっている。裁判所では近年、新採用職員は女性の方が多いため、今後さらに女性の比率が上がっていくことが想定される。
 - 裁判員に対する声かけが大きな問題になっているが、退庁の際などどうしているのか。
 - △ 審理中、評議中には、職員及び裁判員以外立入禁止としているエリアがある。それ以外にも当然、入退庁に気を配る必要があり、出入口を一般の方と別にしたり、裁判員に接触のおそれがあるような事件については駅まで送迎するなどの対応を取っている。今後、裁判員の安全確保はより一層検討をしていく。
 - 本日、初めて裁判所に足を踏み入れ、初めて傍聴した。法廷のやり取りでは何を言っているかわからないということもあった。また、早口でわかりにくい感想を持った。
 - 本日、公判で検察官が述べていた内容は、弁護人には承知されている内容では

なかろうか。

- △ 類型としては多く行われる事件であるから、請求される証拠もある程度定型的なものとなる。
- 検察官と弁護人間では請求される証拠の内容やその証拠に対する同意・不同意は、事前に打ち合わせているのか。
- △ 検察官請求証拠については事前に弁護人に開示がされる。弁護人も事前に同意できるかを検察官に伝えているのが一般的である。そこで、検察官は、同意される証拠の要旨をどのように説明するのか事前に検討して公判に臨まれている。なお、裁判所は、予断排除の原則から事前には起訴状しか内容を確認していない。
- 検察官や弁護人は公判でのやり取りがすぐ把握できるかと思うが、被告人はどの程度やり取りが把握できるものなのか。弁護人は、被告人と打合せをしておくのか。
- 被告人と弁護人は、検察官が請求する予定の証拠を見ている。証拠の同意とは、裁判所に証拠を見ても構わないとの意思表示であるから、弁護人が同意すると述べていることから相当に打合せをしていたものと思われる。今回傍聴した事件ではそれが顕著に感じられた。
- 一番後ろの傍聴席に座ったが、声あまり届かなかった。みなさん声が小さく、もう少し大きく、ゆっくり、はっきりと話していただけないかと思った。
- 傍聴席より前側の当事者の方々は、そもそも傍聴席に理解してもらい、分かりやすく説明する意思があって発言しているものなのか。法律にのっとって主張しているのであって、傍聴人が分かりにくい、聞こえにくいというのは別問題になってくるのではないか。
- △ 裁判は公開の法廷で行われ、手続が公正に行われていることを担保している。分かりやすい裁判はそこから一歩進んだところにあるのは確かだが、裁判員裁判が開始され国民の裁判に対する関心も高まっていることを踏まえ、傍聴人にも分かりやすい裁判を行うことは考えていくべきことかと思う。
- 民事裁判でも本来は分かりやすい裁判を行うことは望ましいものであるが、時間の制約などもあることから、社会的な注目を浴びている事件などを中心に分かりやすい裁判を行うことを意識する必要があると改めて感じた。
- 同種の事件と比較すると、法律専門家同士では分かりやすい説明をしていた方だと感じている。ただ、早口であったり、専門用語があったりして一般の方からすると分かりにくい場面があったかと思う。
- 一般国民は、傍聴するよりマスコミを通じて裁判の内容を知ることが圧倒的に多い。
- 本日、意見交換の中でも法曹関係者からは裁判を分かりやすいものにしようという意識が感じ取られた。裁判員裁判以外の公判でも裁判員裁判と同様のプレゼンテーションを意識していただきたいと思う。
- 民事事件や一般の刑事事件で傍聴人に内容を理解してもらおうという意識は、当事者の方々は余り考えていないのではないか。社会的に注目されている事件で

は傍聴人を意識することはあるが、一つ一つ法律用語を説明しきれない問題があり、傍聴人に理解してもらおう意識をそれほど持つ必要もないのではないかと思っている。それに対し、裁判員裁判では裁判員に理解してもらわなければならないから、傍聴人にも理解ができる分かりやすい裁判となる。

- 傍聴人は関心を持って裁判を傍聴しているはずであるから、なるべく裁判の内容を理解したいと思って聞いているのであるが、早口であったり専門用語が出ると理解できなくなってしまう。理解できないとせっかく傍聴しに来たのに残念に感じると思う。
- 早口や声が小さくて分かりにくいのと、専門用語が分かりにくいというのでは質が異なると思う。専門用語は傍聴する側としても少しは勉強すべきだと思うが、専門用語などを質問できるような機会があれば解消するだろうし、そのような解消する仕組みがあればよいと思う。
- 法廷の雰囲気は、色合いも白などを取り入れて明るい印象を受けた。庁舎全体もガラス張りになっており、明るい雰囲気の場所で働いている印象を受けた。

5 次回テーマ

次回テーマは、「労働審判制度について」を取り上げることとされた。

6 次回期日

追って調整（11月を予定）